

## 【H-ライフル協会】年少射撃資格の認定に関する推薦

### 年少射撃資格の認定に関する推薦基準要綱

#### 1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の13第1項の推薦に必要な基準等を定めるものである。

#### 2. 推薦の数

満10歳以上14歳未満の者に対する推薦は、全国で100人を超えない範囲内の者について行うものとする。

#### 3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1) 満10歳以上18歳未満の者
- (2) 親権者または後見人の承諾を得た者で、空気銃（空気拳銃を含む。）を標的射撃以外に使用しない旨を誓約した者
- (3) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会員）（満10歳以上14歳未満の者にあつては、継続して3ヶ月以上会員である者に限る。）
- (4) 空気銃（空気拳銃を除く。以下同じ。）の場合は国民体育大会の空気銃射撃競技、空気拳銃の場合は国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）の空気拳銃射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められた者
- (5) 法第4条第1項第5号の2の規定により許可を受けた射撃指導員から指導を受けることができる者、または当該射撃指導員の確保が見込まれる者
- (6) 日本ライフル射撃協会が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (7) 日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会（都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行う運動競技会を含む。）の空気銃射撃競技または空気拳銃射撃競技に年2回以上参加し得る者

- (8)日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるビーム・ライフル立射、肘射もしくは自由姿勢またはビーム・ピストル立射で、段級位が 7 級以上のものがあるか、またはそれと同等以上と認められる技能を有する者
- (9)誓約事項を遵守し得ると認められる者
- (10)満 10 歳以上 14 歳未満の者については、日本ライフル射撃協会の加盟団体の推薦委員が実施する性格検査および面接並びに指導担当 当者等の関係者からの聴取の結果を踏まえ、射撃指導員の指導の下、空気銃または空気拳銃を適切に取り扱う能力を有すると認められた者

#### 4. 推薦の手続

- (1)年少射撃資格の認定を受けようとする者は、電磁的方法による電子申請を行う。申請にあたっては年少射撃資格の認定に関する申請者誓約事項（誓 4）に同意するとともに、親権者による年少射撃資格の認定に関する親権者承諾（親 2）により完了する。
- (2)申請者が所属する加盟団体は、電子推薦申請をした者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、承認ボタンを押下する。
- (3)日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者について、以下を作成し日本スポーツ協会に提出する。
  - ①空気拳銃の場合は、年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書（依 5）1 通
  - ②空気銃の場合は、年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書（依 6）1 通
- (4)日本スポーツ協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について以下を日本ライフル射撃協会に交付する。
  - ①空気拳銃の場合は、法第 9 条の 13 第 1 項の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）別記様式第 15 号の推薦書（推 7）正副各 1 通
  - ②空気銃の場合は、法第 9 条の 13 第 1 項の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）別記様式第 15 号の推薦書（推 8）正副各 1 通
- (5)日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本 1 通及び写しを加盟団体に送付する。
- (6)加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7)推薦書は空気銃または空気拳銃に係る推薦ごとに 1 通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は 1 年とする。

## 5. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦により年少射撃資格の認定を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ②誓約事項に違反したとき
- ③法第 4 条第 1 項第 5 号の 2 の規定により許可を受けた射撃指導員から指導を受ける見込みがなくなったとき
- ④正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会（都道府県ライフル協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体が主催して行う運動競技会を含む。）の空気銃射撃競技 または空気拳銃射撃競技に年 2 回以上参加しなかったとき
- ⑤その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

## 6. 取り消しの手続

- (1)日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦により年少射撃資格の認定を受けている者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（上 3）1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2)推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について推薦委員会では審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（頼 3）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (3)日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（消 3）正本 1 通 並びに推薦取消通知書（通 3）正本 1 通及び写し 1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。
- (4)日本ライフル射撃協会は、推薦取消書正本を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付し、その写しを電子推薦申請を適合と判定した加盟団体に交付する。

## 附 則

1. この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。